



赤ちゃんが生まれたら…

お問い合わせ先 健康推進課 ☎0548-23-0027



子育て助成・福祉サービス

お問い合わせ先 子ども子育て課 ☎0548-23-0071

新生児聴覚検査

1か月まで	2か月	3か月	4か月	5か月	6か月	7か月	8か月	9か月	10か月	11か月	1歳	2歳	3歳	4歳
<p>場所：各医療機関 新生児の聴覚スクリーニング検査費用を助成します。</p>														

産婦健診

<p>回数：産後2週間と産後1か月の2回 場所：各医療機関 市内すべての産婦を対象に、産婦健康診査2回分に係る費用を助成します。</p>														
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

産後サポートまきひよクラブ

<p>産後のママのための仲間づくり、相談の場を提供します(年4回) 要予約</p>														
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

赤ちゃん訪問

<p>各家庭を助産師・保健師等が訪問し、身体測定と育児や産後の相談、子育て支援情報の提供を行います。助産師・保健師等が電話で日程調整します。</p>														
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

予防接種

<p>月齢に合わせて各自医療機関で接種します。 予防接種&子育て応援説明会</p>														
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

赤ちゃん相談

<p>身体計測と、保健師・栄養士・助産師による育児・栄養・母乳相談</p>														
---------------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

1か月児、4か月児、10か月児健診(医療機関へ予約)

<p>場所：県内医療機関 ※各自予約 医師・助産師による発育・発達状況の診察、指導。</p>														
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

離乳食教室(要予約)

<p>講話・栄養相談(離乳食のはじめ方、進め方) 離乳食づくりの体験と試食</p>														
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

乳幼児健診・相談

<p>7か月児健康相談 1歳6か月児健診 2歳6か月児歯科健診 3歳6か月児歯科相談 1歳児健康相談 2歳児歯科健診 3歳児健診 4歳児歯科相談</p>														
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

児童手当

次世代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援します。

対象

18歳到達年度末までの子どもを養育する父母など

- ・0歳～3歳未満 15,000円/月
- ・3歳～18歳年度末 10,000円/月

※第3子以降は30,000円/月
※第3子以降加算の算定対象は22歳年度末まで

支給月

各偶数月の年6回

申請時の持ち物

- ①申請者名義の通帳
- ②マイナンバーカードまたは、通知カード
(父母、別居の子ども分)

こども医療費助成

子どもの疾病の早期発見と適切な治療、および保護者の経済的負担を軽減します。

対象

0歳から18歳到達年度末までの子どもに受給者証が発行されます。

内容

- ・入院・通院にかかる医療費(保険診療分)
- ・入院時の食事代

申請時の持ち物

- 以下のいずれか1点(子どものもの)
- ・資格確認書
 - ・資格情報のお知らせ
 - ・マイナポータル健康保険情報を印刷したもの

未熟児養育医療

出産後入院が必要な未熟児に医療給付を行い、健全な育成を図ります。

対象

未熟児で、医師が入院養育を必要と認めたもの未熟児(①または②に該当)

- ①出生時体重2,000グラム以下
- ②生活力が特に薄弱で、一定の症状を示す。

内容

治療にかかる医療費等(保険診療分)

持ち物

- ①養育医療意見書(病院で発行)
- ②マイナンバーカードまたは、通知カード(世帯二親等まで)
- ③以下のいずれか1点(子どものもの)
 - ・資格確認書
 - ・資格情報のお知らせ
 - ・マイナポータル健康保険情報を印刷したもの

入学支援金支給事業

小学校入学時における経済的な負担を軽減するため、児童1人当たり3万円の支援金を支給します。

対象

小学校に今年度4月に入学した1年生
※基準日に児童及び保護者が牧之原市の住民基本台帳に記録されていること。

申請方法

申請書類は基準日である5月1日以降、児童の住所地へ郵送します。